各医療機関の管理者 様

静岡県健康福祉部長 (公印省略)

医療機能情報提供制度に基づく定期報告の実施について(依頼)

日頃から、本県の健康福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、医療法(昭和23年法律第205号)第6条の3及び医療機能情報提供制度実施要領に基づき、医療機関から報告された医療に関する情報を国が運用する「医療情報ネット」を通じて公表しております。

昨年度定期報告から「全国統一システム (G-MIS)」上での報告を依頼しているところですが今年度も同様に「全国統一システム (G-MIS)」にて期限までに御報告をお願いいたします。

記

1 情報の時点 令和7年1月1日時点

2 報告内容及び方法 別紙「定期報告の留意事項」を参照

3 報告期限 **令和7年2月28日(金) 厳守** (令和7年1月6日(月)から報告可能となります。)

- 4 令和6年度定期報告における留意事項
 - ・記入されている内容に、変更が無い場合にも、必ず報告してください。
- 5 その他
 - ・医療機能情報提供制度にかかるマニュアルが掲載されたホームページ、システム操作等のお問合せ先は、別紙「お問合せ先一覧」を御確認ください。

担 当 医療局医療政策課 電話番号 054-221-2341